

切腹をめぐる一考察：切腹刑と斬首刑との比較を通して

Svetlana KORNEEVA

総合研究大学院大学博士後期課程

はじめに

切腹の全歴史を通してもっとも興味深い時代の一つに幕末から明治維新へ移行する時期を挙げることができる。本報告では幕末のいわゆる「攘夷事件」を手がかりに、外国人を襲った者の刑罰に焦点を当て、当時における切腹の位置づけと意味合いについて考察する。

本題に入る前に切腹について簡単に概説しておきたい。切腹—文字通り腹を切り裂く—という行為は、鎌倉時代にかけて武士身分の台頭とともに定着した死に方の方法である。戦場での敗北や無念という強烈な感情、あるいは生きて捕虜になる（武人としてはもっとも恥とされたこと）ことを避ける、などがそもそもの動機であった。後の時代には主君の跡を追って死ぬ、いわゆる追腹の際にもこの方法が用いられるようになった。このように切腹は必然的に何らかの表明（忠誠、罪意識、プロテストなど）のために行なわれるようになった。ここで重要なのは、切腹はその原型、言い換えれば理想型において、自発的で自主的な—自分の意志により自分の手で腹を切る—一形をもっていた、ということである。江戸時代になると、切腹は武士に対する刑罰として命じられるようになった⁽¹⁾。

刑罰としての切腹の特徴を浮き彫りにするため、江戸時代の刑罰制度、特に死刑について説明を加えたい。中世における死刑の主な方法は斬首で、「斬刑」（「刎刑」）と呼ばれていた。江戸時代になると、幕府の『御定書百箇条』⁽²⁾の規定によれば、一般の死刑には鋸引、磔、獄門、斬罪、死罪、下手人があった。『御定書』の最後の条、「御仕置仕形之事」において、後者の三刑は次のように説明されている。

- | | |
|-----|--|
| 斬罪 | 浅草品川両所之中において、町奉行組同心これを斬り、
検使御徒目付町与力、但、關所右同断 |
| 死罪 | 首を刎、死骸取捨、様（ためし）者に申付、但、關所右
同断 |
| 下手人 | 首を刎、死骸取捨、但、様者には申付ず（大久保 1998:
86） |

それぞれの刑の違いをまとめてみると、「下手人」とは、手を下して人を殺すという意味で、利欲に関わらない殺人（喧嘩争論など）の場合に科された。やり方は、「首を刎」た後に死骸を取り捨て、「様切（ためしぎ）り」にされず、財産は没されない。それに対し、「死罪」というのは利欲に関わる殺人罪に適用され、斬首（「首を刎」た）の後、死骸を取り捨て、様切りにされ、動産・不動産が没収（關所）される。「火罪」は放火罪に適用されていた火焙りの刑罰で、「獄門」は、罪人を獄内で斬首した後、獄門台に首をかけて三日二夜、晒す刑であった。「御仕置仕形之事」に挙げられている「斬罪」は「斬刑」とも言い、武士以上の者に科せられた斬首の刑であり、その死骸が様切りにされることはない（關所は付加

された) (石井 1952: 90-1)。

罪の性質によっては、「晒し首」がそうであるように、主刑の他に見せしめ・予防効果のために付加刑が加わることがある。先に挙げたいくつかの死刑の執行方法としては、「磔」を除いて、共通にあるのは「首を斬る」、つまり打ち首であるということに注意が必要である。

身分上の違いで言うと、武士身分の者に適用された死刑は「斬刑」であり、やり方は一般庶民の死罪と同じ(打ち首)であるが、死体は様切りにされることはない。さらに士族(武士)と庶民の死刑の大きな違いとしては、武士には切腹があったということが挙げられる。こういう刑罰としての切腹は刑法典に正式に規定されていなかったが、サムライの名誉を配慮した形で、幕府や主君から賜われる恩典として一般的に見なされていた。例として、有名な赤穂浪士に対し幕府が下した判決を挙げることができる。彼らは、その罪の性質(すなわち、殿中刃傷事件を起こした彼らの主君、浅野内匠頭を切腹刑にした幕府の裁可に間接的に反対したととれるような、仇討を申請せずに殺人を行なったことで幕府の法に背いたこと)から裁断すると彼らは少なくとも斬刑、厳しくみたら磔になってもおかしくない。しかし、浪士たちが犯したことは同時に、主君に代わってその敵を討ったことで主君への忠誠を果たしたことになり、道徳的に絶賛に値される行為であることも無視しがたい。実際、それが民衆の好意を買って、幕府としては詮議の末に彼らに切腹を言い渡すという判断に至った。事件後の数百年に渡り、浪士たちは文学や演劇などの作品を通して英雄として謳われ続けた。死後のこのような評判には、彼らの切腹が間違いなく影響していると言っても過言ではない。このことは同時に、切腹は「名

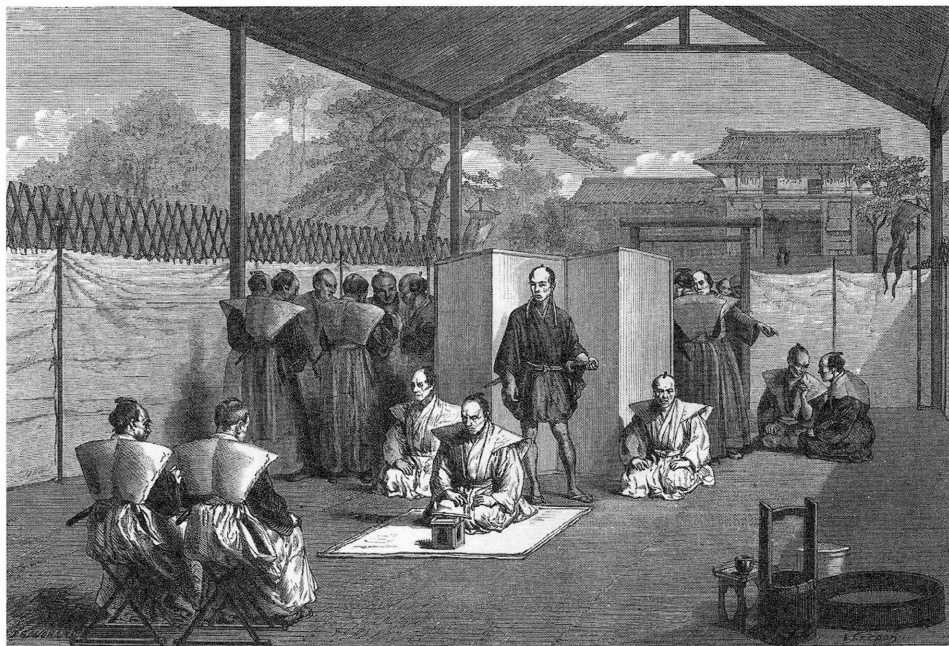


図1 A・アンベールの*Le Japon Illustré* (1870)、絵の下に“Le Hara-Kiri: Condamnation d'un Noble au Suicide” (腹切 自分で腹を切る刑に処せられた高官(武士))と書いてある(国際日本文化研究センター所蔵)。

誉ある死」というイメージの確立と強化にも大きく関わった、とここで指摘しておきたい⁽³⁾。

江戸時代において切腹は主に刑罰としての形態をもっており、その執行が形式化してきた（宝暦治水事業の際に起きたような自発的な切腹もあったが、本題と少しずれるので、ここでは触れないでおく）。すなわち、台（三方）の上に載った短刀（場合によってはそのイミテーションとしての木刀や扇）を切腹人が取ろうとする瞬間に背後から介錯人が首を打ち落とすというのが通常のやり方であった。ここで重要なのは、切腹人に腹を実際に切らせず、斬首するというパターンが主であった（佐久間長敬の『江戸町奉行事蹟問答』や『古事類苑 法律部二』などを参照）。この問題は重要であるが、本報告ではここまでに留め、機会を改めて突き止めることにしたい。

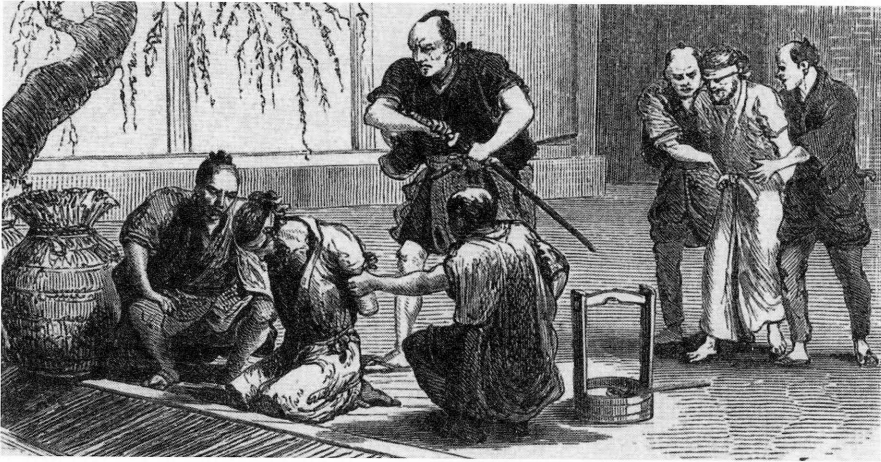


図2 A・アンベールの*Le Japon Illustré* (1870)、「牢屋の中庭における斬罪」という題のついている絵（国際日本文化研究センター所蔵）。

上記のことを念頭に置き、本報告の本題である幕末の事件に目を向ける。以下では、日本が開国されてから間もなく起きた外国人殺害事件を題材に、外国人を攻撃した日本人の刑罰の決定プロセスと刑罰の効果を扱ってみたい。ここでは、1862年から1868年の間に起った生麦、鎌倉、神戸、堺事件に絞って、見ていくことにする。外国人が犠牲となったケースは他にも記録されているが、上記の四つに関しては記録が豊富に残っているのと、加害者の処分については象徴的な事件であるために取り上げる価値があると考えている。

1. 生麦事件 (Namamugi Incident)

文久2年（1862）8月21日（新暦の9月14日）、生麦村⁽⁴⁾ 辺りを通行していた薩摩藩主の父、島津三郎の行列を横切ったイギリス人4人の内、商人であったリチャードソンが藩士によって殺害された。武士の伝統的な考え方からして、行列を横切ることは死の懲罰に値する無礼な行為である。この「生麦事件」が起きたのは、対外対策などを巡って、幕府と諸藩との間に意見相違が顕著になっていた最中であり、諸藩の独占力が強まっていく時期でもあった。『川勝家文書』⁽⁵⁾ に収まってい

る、この事件に関する島津藩留守居から幕府に宛てた届けには、馬に乗っていた外国人が行列に乗り込むに当たって行列側から合図をしたが、イギリス人が聞き入れず、「無礼に乗込」んだので、先にいた足軽の岡野新助などが外国人を斬りつけてその一人を殺した後に逃げ、行方はわからないが精をもって探索して取り調べると記載されてある。後日の書翰には、いくら探しても岡野の行方はわからなく、これ以上取り調べの仕様がなことを幕府の方から「外夷」へ伝えてほしいと綴ってある。藩側は続けて、仮に新助が出てきたとしても、犯人として差し出す根拠はない⁽⁶⁾と強気の立場をとっている。その理由として、行列に無礼に乗り込む者を切り殺すのは「古来よりの国風」、つまり薩摩藩の風習であると書翰のなかに弁明されている（日本史籍協会 1970: 207-212参照）。

イギリス側は「老中へ」と宛てた書翰において、この殺害を「凶暴悪行」とし、犯人の吟味と処罰、並びに賠償金を要求した。処罰への具体的な要求としては、リチャードソンを殺害し、一緒にいた者を殺そうと襲った諸人中の長たる者を「速に捕え吟味して女王殿下の海軍士官の一人或は数人の眼前にて其首を刎ぬべし」と求めた（日本史籍協会 1970: 228）。最後の「其首を刎ぬべし」という処刑執行の詳細が興味深い⁽⁷⁾。

明治維新の前後にイギリスの青年外交官として日本に滞在したアーネスト・サトウはその著書、*A Diplomat in Japan* (1921)において、リチャードソンの殺害をめぐるイギリス側、幕府、薩摩藩との間のやりとりを詳細に想起しており、ニール大佐から家老に宛てられた文書の全文は載せていないが、そこには「薩摩藩主に対し、一名ないしそれ以上のイギリス士官の面前でリチャードソン殺害犯人の審問と処刑を行なうこと（中略）を要求する（to demand of the Prince of Satsuma the trial and execution of the murderers of Richardson in the presence of one or more English officers）」と要求内容について書かれている（Satow 1921: 78=1960（上）： 88-9）。

断乎として「殺害者は発見されなかった」、「たとえ彼（新助）が出てきたとしても処罰する根拠はない」という姿勢をとり続けた薩摩藩に対し、イギリスは鹿児島へ軍艦を送り、事が薩英戦争へと発展したが、数日間とで和解が得られた。いずれにせよ、この事件に関しては、リチャードソンの殺害者は処罰されずに済んだ。

2. 鎌倉事件 (Kamakura Incident)

元治1年（1864）11月21日、鎌倉大仏の見物に向っていた二人のイギリス人、バードとボールドウィンが浪人・清水清次郎（元谷田部藩士）らに襲われ、刀で斬りつけられ、仆れた⁽⁸⁾。幕府が捜査を初めて一ヶ月もたたない内に主犯の清水が逮捕され、その少し前に共犯の二人が処刑された⁽⁹⁾。臨席したサトウは処刑の様様を次のように綴っている。

処刑は、一八六四年十二月十六日（訳注 元治元年十一月十八日）の午後、日本の牢獄の外圍いの中で執行された。外国人や、日本人の見物が大勢集まっていた。三時少し過ぎたころ、罪人が来るというささやきが伝わった。扉が開かれて、目隠しされた一人の男が、縛られたまま、群集の間を引かれた。その男は、荒むしろの上にひざまずかされた。背後の地面⁽¹⁰⁾には、血をうける穴が掘ってあった。付添の者が、この男の着物を下へ引っぱって頸部を露出させ、刀のねらいを充分よくするために、罪人の髪の毛をなであげた。刑吏は、刀の柄に綿布を巻きつけて、刃を十分に研ぎあ

げてから、罪人の左に位置をしめた。それから、両手で刀を頭上に高くふりかぶって、これを打ちおろすや、首は胴体から完全に切り離された。刑吏は、その首を持ちあげて、立会いの首席役人の検視に供した。その役人は簡単に、「見届けた」と言った。首は穴へ投げこまれた。それから、次の男が引き出されてきた。付添の者は、罪人をちょうどよい位置にひざまずかせるのに少々手こずった様子だったが、ついに人々（＝付添いの者）の満足するようにやりおわせた。前回のように頸部が露出されるや、前と別な刑吏が進みでた。そして、罪人の左に立ち、刀を振りあげ、前と同様なあざやかな手並みで振りおろした。付添の者が首のない死体を穴へかかえこんで、それをもみながら、なるだけ速く血を流し出そうとしているのは、身の毛のよだつ凄惨な光景だった。それから私は、二度と物好きにこんな処刑を見るものかと思いながら、大急ぎでその場を立ち去った。
(Satow 1921: 137=1960 (上) : 168-9)

上記の描写からわかるように、犯人たちは打ち首によって処刑された。注意すべき点は、彼らは目隠しされ、縄で縛られた状態で処刑され、最期まで丁寧な待遇を受けたとは言い難い。斬首となったその身が刑執行人に委ねられ、刑吏の意向に沿って刑が進められた。

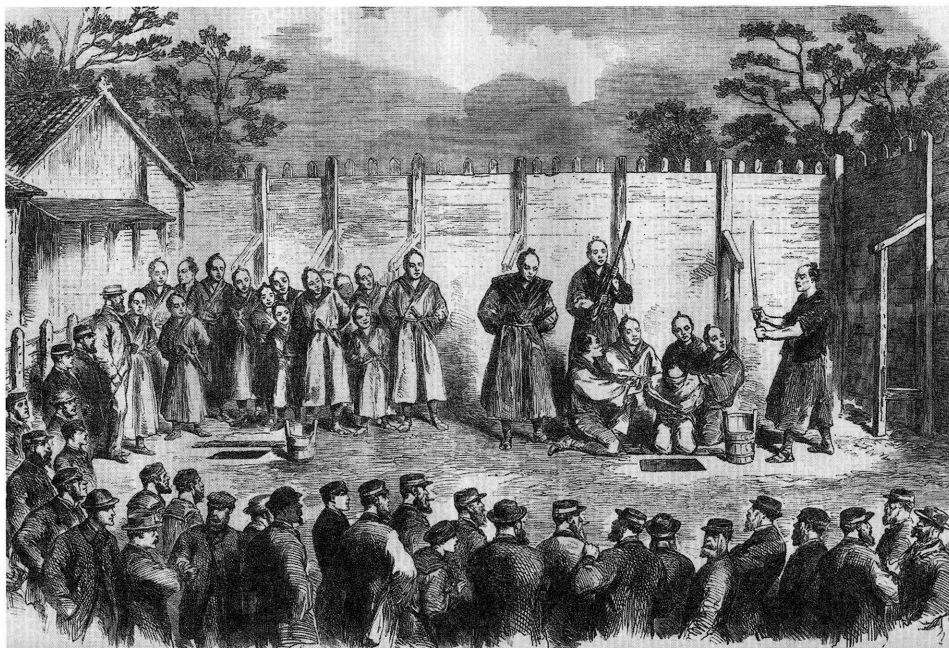


図3 The Illustrated London News (1865年2月25日号)に掲載されたスケッチ。欄外に「イギリス将校を殺害した二人の犯人の処刑」と書いてある(国際日本文化研究センター所蔵)。

斬首の様子は、イギリス軍の連隊に所属していたJephsonとElmhirstによる*Our Life in Japan* (1869)からもわかる。刑を受ける人の名前は載っていないが、説明からは、清水に荷担していた上記の二人の内の一人であることが推測できる。この著書によると、犯罪者は死刑の直前までに、馬上に縄で固定された上に手が縛られた状態で町を引き回された。牢内に入ってきた時の受刑者の様子をイギリス人は「神を

模倣して創られた人間はこれほどの状態に減少される（陥る）ことを見たことがないし、二度と見るまい」と綴っている。（著者曰く）死刑囚はこの日までに一年間ほど牢獄に入っており、そのことが原因で、顔が青ざめ、皮膚がしぼみ、かすんだ眼球が沈没し、衰えた手が両脇に弱々しく垂れて、心身のやつれが極まっていた。それでも本人は残された力を振り絞って、少しでも潔く振る舞うように頑張っていた。彼にとって、入牢中に受けた拷問と窮乏の積み重ねから、最後に彼を待ち受けていた死の方が幸せな逃避だったであろう、とジェフソンらは付け加えている（Jephson, Elmhirst 1869: 24-33）。処刑それ自体の描写はサトウのそれと大体同じなので、ここでは省略する。

この刑から約二週間後、イギリス人の殺害の主犯である清水清治郎がイギリス守備隊の前で刑を受けた。その模様は、サトウの著書からも窺える。清水は、死刑の前日に町を引き回された後、死刑当日の午前中に刑場内に引き出された。彼は付添いの人に酒をくれと頼み、訊問の後には目隠しをしないでくれと役人に頼み、辞世とも解される詩を読みはじめた。サトウはその後のことを次のように伝えている。

付添いの者が清水の着衣の衿をうしろへ引っぱって、刑吏が斬りおろせるように用意していたとき、うんとよいように縄目をゆるめてくれと、清水が言った。そして、「後世の人々は、清水清治は実に立派な男だったと言うだろう」と付け加えた。彼はまた、「ゲンパチ（訳注 蒲池源八）の首を斬った刀では、おれの首は斬れまい」と言って、多分自分の頸の太いことをしゃれたのだろうか、刃をよく研いでくれと頼んだ。そして、「どうか、すっぱり斬ってくれ」と言いながら、自分の頸を刀の下にさしのべた。これが、彼の最期の言葉であった。だが、刀がおりようとした瞬間、彼は役人に何か注意をしようとしたらしく、頭を左へむけたので、切っ先が大分目的はずれた。そこで刑吏は首をたたき切らなければならなかったが——それは実に気味の悪い光景であった。（Satow 1921: 139-40=1960（上）：171）



彼の首は横浜の吉田橋で三日間梟架の上にならされた。鎌倉事件についての記述を締めくくる際、サトウは清水ら殺害者を憎まずにはいられないとしながらも、彼の英雄的な気質を認め、祖国をこのような手段で救えるという「誤った信念」を抱くようになったことを遺憾とせずにはいられなかったと記している（Satow 1921: 140=1960（上）：172）。

この実に劇的な事件は他の外国人による記録や回想記にも登場している。ここで、清水の処罰をめぐっての興味深い見解を紹介しておきたい。1875年に出版された、Francis O. Adamsの

図4 R・ジェフソンらの*Our Life in Japan* (1869)、「鎌倉での殺人者の一人の首」という題の写真。ベアトの撮影とされ、写っているのは清水の晒し首であるという説もある（国際日本文化研究センター所蔵）。

*The History of Japan*には、「習慣化した特権としてサムライに与えられる死、すなわちハラキリあるいは切腹のプロセスを通して、自分の生命を終わらせるという特権を彼（清水）は許されなかった」と書いている。アダムスは、この判決は正しいとしている。もしも彼が切腹をさせてもらえたならば、死後において人々から英雄と見なされ、赤穂の47人の浪人と同じように、彼の墓前で花やお香が絶えず飾られるであろう。アダムスはまた、外国人を殺害するというのは、この行為に（地位などの）下落と不名誉な死が伴うことを日本人は覚えるべきだと強調している（Adams 1875: 1-2）。この記述からも、切腹刑がもっている「名誉付与」作用が明らかになるのである。

清水は事件当時、浪人の身であったことと、切腹ではなくて斬首刑になったこととは関係があるであろう。しかしそれ以上に、（以下に見る事件と異なり）鎌倉事件の犠牲者は軍人ではなくて一般人であり、贖罪の観点から見て容赦できない点が多いため、結果的には清水は不名誉な斬首を言い渡されたと言える。



図5 R・Jephsonらの*Our Life in Japan* (1869)、「刑執行人と犯罪者」という題の写真で、ベアト撮影とされている（国際日本文化研究センター蔵）。

3. 神戸事件 (Kobe Incident, or “Bizen Affair”)

慶応4年（明治元年、1868）1月11日（2月4日）、備前藩の兵士が神戸市内を行進している時、行列のすぐ前方を横切った一人のアメリカ人水兵は家老の家来に射殺された。この事件は、幕府から天皇が率いる新政府へと政権が交代する時期に当たった。発砲命令をしたとされる備前藩士・滝善三郎が数日後、兵庫の永福寺で切腹した。この刑罰は他のだれでもなく、御門（明治天皇）自身より命じられたと伝えられている。夜の十時半から行なわれたこの儀式には各国の公使館から総勢7人が立ち会った。臨席したイギリス外交官のA・B・ミットフォードや、サトウの著書にこの儀式の様子が詳細に綴られている。少々長くなるが、上に挙げた清水清治郎らの斬首刑と比較しながら、まずミットフォードによる記述を参照されたい。

不安な気持ちで数分が過ぎると、滝善三郎が広間に入ってきたが、年は三十二歳で、背が高く、がっしりしており、堂々とした態度で、特に重要な時に用いる麻の袴を着けて礼装していた。彼と一緒に介錯が一人と、役人が三人、同道してきたが、彼らは金の刺繍で縁取りした陣羽織を着ていた。（中略）もう一度深くお辞儀をした後で、滝善三郎は悲痛な告白をしようとする人間の心情を裏書きするような感動とためらいに満ちた声で、次のように述べたが、その表情や態度には少しの乱れもなかった。

「私は独りで、正当な理由もなく、神戸で外国人に発砲するように命じました。彼らが逃げようとした時、もう一度同じように命令しました。この罪によって私は切腹いたします (disembowel myself)。ご臨席の皆様方には、なにとぞ、ご検証の榮を賜りますよう、お願い申し上げます」。

もう一度礼をすると、彼は上衣を帯の所まで下げて腰のあたりまであらわにした。彼は仕来り通りに、後ろへ倒れないように袖を膝の下に注意深く敷き込んだ。それは立派な日本の武士は後ろに倒れて死ぬべきではないからであった。慎重な落ち着いた手つきで、彼は自分の前に置かれた短刀を手に取り、思いを込めた様子で愛しげにそれを見つめた。一瞬の間、最後の気持ちを集中させようとしているかに見えたが、短刀を左側の腹に深く突き刺し、ゆっくりと右側へ引いた。そして、傷の中で刃を返すと、上向きに浅く切り上げた。この胸の悪くするような痛ましい動作の間、彼は顔の筋肉一つ動かさなかった。彼は短刀を引き抜くと、前屈みになって首を差しおのべた。その時初めて苦痛の表情が彼の顔をちらりと横切ったが、一言も発しなかった。彼のそばにうずくまって、その動作を注意深く見守っていた介錯が、その瞬間、すっと立ち上がり、一瞬、刀を空中に構えた。刀がさっと閃くと、重たい物が落ちるどさっという嫌な音がした。一太刀で首は体から切り落とされたのである。その後、死のような沈黙が続いたが、わずかにそれを破るものは、目の前の死体からどくどく流れる血潮の不気味な音だけであった。ほんの一瞬前までは、それは勇敢で、義侠的な男だったのである。本当に恐ろしいことだった。

介錯は深く一礼すると、用意していた紙で刀を拭い、高座から下りた。血に汚れた短刀は切腹 (execution) の血塗られた証拠としてうやうやしく運び去られた。

天皇の代理の二人の役人は、自分たちの席を離れて広間を横切り、外国人側の証人席へ来ると、滝善三郎の死刑の執行が忠実に実行されたことをよく見届けて欲しいと声を掛けた。儀式はそれで終わり、我々は寺を後にした。(Mitford, 1966: 401-405=1998: 128-132)

ここで注目すべきなのは、この刑は最後に介錯による打ち首で終わるのだが、切腹者は腹を幾分か実際に切っていることである。また、儀式は細かい作法に沿って進められ、それらの動作は受刑者の尊厳と名誉を傷つけないための役割をもっていたことは明らかである。

ミットフォードの記している滝の切腹模様は、同じ儀式に臨席していたサトウの説明とほぼ一致している。後者の方には死刑が決定されるプロセスについての言及があり、興味深いので、ここで触れておきたい。

外国人水兵の射殺が発覚した後、外国代表側は備前の行為に対し、賠償と発砲を司令した士官の処刑 (capital punishment) を、連名の文書をもって新政府に要求した。交渉はイギリス領事館が取り仕切っていたので、その背後にあった動きについて、サトウが自分の意見を交えながら語っている。外国側の要求に対し、朝廷との仲介役を務めていた伊藤博文は、備前の家老に腹切をやらせることに日本側も同意するであろうと言ったそうである。サトウが日本の友人から聞いたところでは、朝廷では、あらゆる理由から死刑の宣告に同意すると思われたが、しかし、家老の日置帯刀に対しては打ち首でなく、腹切をさせたかったであろう (Satow 1921: 325-7=1960 (下): 139-41)。これは、家老という高い立場のゆえであると考えられる。ちなみに、旧友で、薩摩藩士の南部弥八郎と柴山良助が死刑になったという報

告を受けたサトウは柴山について、彼は「単なる打ち首 (simple decapitation)」となったと記している (Satow 1921: 329=1960 (下) : 143)。柴山の最期をめぐる説話がありここでは省略するが、先に挙げた表現からも、打ち首と切腹は違うという見方がなされていることが分かる。

結局は家老ではなく、発砲命令をした士官 (滝善三郎) の切腹が天皇政府によって決定した。イギリス領事館の長官・ハリ卿が刑の執行を猶予すべきか、減刑すべきかについてサトウらに相談をもちかけたが、サトウは、処分を寛大にするのは間違いだという旨を彼に伝えた。この処罰のニュースは「ジャパン・タイムズ」を通してイギリスまで届いたが、サトウによると、記事に載っていた切腹儀式的目撃談は捏造であった (このことについては、本報告書で扱っている問題からは少し外れているので、ここでは論じない)。新聞記事の結び文句、すなわち「死刑執行に臨んだのはキリスト教徒としてけしからぬ (disgraceful)」に対して、サトウは次のように述べている。

腹切 (harakiri) がいやな見世物 (disgusting exhibition) だという理由で、それに臨席したのは恥だというのだが、私はむしろ自分が全力をつくして実行させたこの刑罰の立会いに尻ごみしなかったことを、かえって誇りに思っている。腹切はいやな見世物ではなく、きわめて上品な礼儀正しい一つの儀式 (most decent and decorous ceremony) で、イギリス人がよくニューゲート監獄の前で公衆の娯楽のために催すものよりも、はるかに厳粛なもの (far more respectable) だ。この罪人と同藩の人々は私たちに向かって、この宣告は公正で、情けあるものだと告げたのである。(Satow 1921: 346-7=1960 (下) : 166)

サトウは続けて、堺事件についても言及する。彼の見解では、日本人は、害意のない、非武装のボード乗組員を虐殺したので、殺害者の処罰は従来例がなかったほど公正に科せられた。それに、乗組員は相手の感情を刺激するようなことはしなかったのである、と (Satow 1921: 347=1960 (下) : 166)。これについては次節で詳しく論じることにした。

4. 堺事件 (Sakai Incident)

慶応4年 (1868年) 2月15日 (3月8日)、堺市の守備に当たっていた土佐藩士が船から上陸しようとしたフランス水兵を殺害した。これは連絡不備による襲撃であったが、結果的に11人の水兵が死傷し、フランス側は殺害に関係した者全員の死刑、新政府関係者の陳謝と賠償金を要求した。要求通り、20名の土佐藩士 (隊長小頭2名ずつ、兵卒16名) が堺の妙国寺の庭前で切腹することになった。『堺市史』の本編第三巻 (1931年編纂) によると、実際に襲撃現場に居合わせた兵士は全部で66名いたが、発砲しなかった者もいたことから、藩内で取調べが行なわれた⁽¹¹⁾。

(フランス人に向かって) 発砲したか否かという問いに、発砲したと答えた人は25名であった。それに士官4名を合わせて29名は処刑されることになった。一方、発砲しなかったと申し出た41名は国元に帰され、処罰されなかった。29名の処刑であるが、大阪裁判所から土佐藩に対し発せられた通知には、2月23日に堺市の妙国寺において、隊長2名、兵士18名が士分の礼⁽¹²⁾をもって切腹すべしとあり、処刑の人数を減少させる必要がでた。死刑になる20名は、土佐藩の大阪屋敷内にある稲荷宮神社でくじ引きによって決まった。当選者は士分の礼をもって処遇された

ことを喜んだ（堺市役所編 1931: 772-9）。

死刑の日がきた。外国側の検使として、殺害された水兵の乗艦の艦長と数名の将校がその場に臨んだ。最初に切腹したのは隊長の箕浦で、はらわたを掴んでフランス人に投げつけようとしているかに見え、外国人を戦慄させたと伝えられている（「箕浦は型の如く割腹するや臓腑を掴んでフランス人に投げ付ける様をなし外人を戦慄せしめた」堺市役所編 1931: 781）。12人目の兵士の番がきた時、フランス人は退席し、残りの9名の助命を願い出た⁽¹³⁾。生き残った兵は流罪に処せられたが、しばらくして赦免された。

「悲痛な儀式」に臨んだフランス海軍コルヴェット艦デュプレクス号の艦長、ベルガス＝デュ＝プティ・トゥールはそれを次のように描写している。

償いの時を告げる鐘がなった。

塀に囲まれた広い中庭は、家来たちが護衛をしている藩主の家紋のついた（喪の色である）白い大きな幕で覆われた段によって、小部屋に分けられていた。片側には広々とした二つの演壇が設けられ、その一つは処刑を司る任務を帯びた日本の役人のためのものであった。正面には畳の敷かれた四角い空間があり、その畳の上には白い大きな経帷子が、そしてその上には赤い布の切れ端が置かれてあった。この空間は太陽や雨から守られていた。右手には軍の分遣隊が控え、左手には受刑者たちが入れられている塔があった。

処刑が行われる直前にいつも、一人の役人が来る。割腹するために受刑者に使用させることになっている短刀の載っている木製の小さな台をゆっくりと運んでくる。経帷子の上にそれを置くと退きさがる。すると受刑者が姿を見せる。役人はこの男の身元を確認し、彼に向かって判決文を読んでいるようである。役人は男の前で深々と頭を下げる。その時、台を運んできた役人が来て、男に挨拶をし、彼に処刑場への道を教える。

二人揃ってゆっくりと進み、介錯人が背後から二人の後に続く。畳の端に着くと役人は再び受刑者に向かって頭を下げ、彼に短刀を見せ、ひざまづくべき場所を教える。男は同意の合図をすると、再び真っ直ぐに背筋をのばすと、ゆっくりと前に進む。中程に着くとひざまづく。この当事者が役人である場合は、手に持っている自分の主君の旗を前にさし、台を手の届くところに置き、それからゆっくりと、静かに、着ている物をすべて上から順に剥し、短刀を手にとると、水平方向に割腹する。

最初の切腹者は、腸が飛び出してからやっと、崩れ倒れた（*Le premier ne s'est affaissé que lorsque ses entrailles sont sorties*）。

受刑者が短刀を手にとるとすぐに背後に立つ介錯人は、両手で刀を握って、その時彼の項に一撃を振り下ろす。これで大概は胴と首が切り離される。それから受刑者に目をやり、傍らにうづくまる。もし首が切り離されておらず、まだ体が動いているような時には、再度立ち上がってもう一振り与えるのである。遺体に頭を下げ、退去して立会人の中に加わる。すると八人の男たちが遣ってきて、遺体と、処刑に使用したものを退き下げ、畳表と大きな経帷子の中にすべてを包み込む。そして再び次の処刑の場所が準備されるのである」（*Du Petit-Thouars 1906: 157-8=1993: 30-1*）

この説明で特に目を引くのは、最初の受刑者が腹を切る際の腸の露出についての記述である。森鷗外の小説、『堺事件』にも書いてあるように、切腹者たちは傷口から腸を掴みとってフランス人に向かって投げようとするような場面が一般的に想

像されているかと思うが、トゥアールは「腸が飛び出してからやっと、崩れ倒れた」とだけ書いている⁽¹⁴⁾。

トゥアールはまた、切腹した藩士らについて、「最期の瞬間まで不名誉でない受刑者は、死んだ後殉教者となる」と指摘している (Du Petit-Thouars 1906: 158-9 = 1993: 32-3)。ここでも、切腹がもっている「名誉付与」の働きが明らかである。

おわりに

以上、幕末に起きた外国人殺害事件に焦点を当て、各事件の加害者がどのような刑罰を受けたかを手がかりに、特に切腹と斬首(打ち首)との違い(少なくとも当時においては)をみてきた。以下、簡単にまとめる。

まず、罪の性質からして、1番目の生麦と2番目の鎌倉事件において、被害に遭ったのは一般の外国人であり、なおかつ鎌倉事件の場合は単に道を走っていた際に襲われたのである。1番と3番の事件に共通しているのは、日本側の行進行列への外国人による(無礼とは知れず)横断、さらに堺事件では土佐藩の警備隊によるフランスの水兵への攻撃が悲劇の発端となったということである。鎌倉事件を除いては、外国人を襲った日本側は行進や警備という形の、いずれも任務遂行中の、軍人という職業上絡みの衝突だけあって、個人同士の私的な喧嘩ではなかったゆえ、当時の刑罰をめぐる評議を一層困難なものにした要因の一つであったとみることができる。

どのケースにおいても、外国側が出した要求には加害者の死刑が必ず入っていた。殺害者を発見できなかったと主張し、処罰まで至らなかった薩摩藩(生麦事件)を除いて、あとの三つの事件の加害者は死刑を受けている。生麦と鎌倉の両事件の捜査および刑罰決定を行なっていたのは幕府であったが、神戸並びに堺事件が起きたのは、政権が幕府から新日本政府に移る時期に当たっており、新政府が日本における唯一の主権者であること、そしてその政策が開国であることを外国側に示したかった重要な時期であった。外国の要求をある程度受け入れざるを得なかったことが事件の処理の仕方から窺われる。

無防備な一般の外国人を殺害した清水は幕府の判決で打ち首となった。切腹か打ち首か、幕府の方で迷いがあったかどうかは報告者には定かではないが、浪人とは言え、元はサムライの身分の者なので、特別な計らいで切腹を許されることは可能性としては皆無であるとは言いきれない(罪の性質からしてきわめて低い)。アダムスの見解にあるように、彼は名誉な切腹ではなく、不名誉な処刑を受けたのは償いと戒めとしてはもつともである、という見方が示されたことは興味深い。

結果的には首は落されるが、受刑者に対する処刑前後の周りの待遇は、切腹と斬首とは全く違う。このようなことは「切腹は名誉ある死」という観念の確立を大いに助けたであろう。切腹をすることによって、死後の評判は好意的で、英雄としてみられるという点が、切腹が他の処刑ともつとも異なる点であって、それが決定的に表われているのが幕末の事件においてである。そして、幕末の事件は近現代の切腹イメージの形成に影響を与えたことは疑えない。

また形式からみて、堺と神戸事件における刑罰的な切腹は、切腹人は実際に腹を切っているという意味において生々しいものであり、江戸時代に行なわれた刑罰的な切腹(その通常的な例において)と異色を示しているところで強調しておきたい。切腹の意味合いと社会的な通念の形成および変容を追求すべく、今後はより詳

細な分析を加え、議論を深めていきたい。

注

- 1 死刑に切腹が加わってくるのは室町時代に入ってからであるとされている（石井 1952: 57-65）。
- 2 寛保2年（1742）に成立した『公事方御定書』の下巻。
- 3 このメカニズムや時代の波について詳細に論じる必要はあるが、ここでは省略する。
- 4 今日の横浜市鶴見区生麦
- 5 幕臣川勝近江守廣道の子孫によって編纂された公文書類
- 6 「精々取調候得共何分勇壯之若者共数百人有之行列江立障候付新助右通取計候事にて假令尋当候供可差出筋無之。行列江無礼相働候者は打果候古来より之国風仕来に候」（日本史籍協会 1970: 207-211）。
- 7 書翰の原本にはどう記されているか現時点では未確認である。
- 8 ボールドウィンの方は即死だったが、もう一方の方の致命傷は犯人が現場を去ってから数時間後に受けたものであると検視の結果で明らかになった。サトウによると、幾人かの外国人は、この致命傷は、バードが犯人の手がかりを同胞に提供しないことを防ぐため、事故の知らせを受けて直ちに現場に駆けつけた奉行の下の人によってなされたと思っていた。サトウを含め、脊髄の傷は軍医の不注意によって切断されたという見方も示された。
- 9 彼らは外国人殺害陰謀のため清水と組んで金持ちの農民から金を強奪した罪で告発され、鎌倉の犯行に直接の共犯関係はなかった。
- 10 原初には“*He was made to kneel down on a rough mat placed in front of a hole dug in the ground to receive his blood*”と記されている。つまり、庭の前に血を受ける穴が掘られていた、ということである。
- 11 1971年に編纂された『堺市史 続編』を見てみると、いわゆる「堺事件論争」（妙国寺と宝珠院との間の反目；第六巻参照）を除いて、堺事件については詳細な記述が見当たらない。第一巻の関連項目には、『堺市史』（1931年に編纂された本編）に詳しいと書いてあるのみである。
- 12 ここで「士分の礼」が意味しているのは、兵卒というサムライでない身分の者に対する通常の死刑は斬刑であり、従ってそのやり方も丁寧ではないが、今回は（一方の説では、朝廷の計らいによって）武士としての待遇を受け、割腹させてもらうことになった。
- 13 この命乞いの判断については、処刑場に臨席したフランス海軍コルヴェット艦デュプレクス号の艦長、デュ＝プティ・トゥアールは次のように述べている。

間もなく、第十一番目の首（われわれの犠牲者に対しそれぞれ一つに当たるとはねられることになる。とすぐに、わたしはこの償いの裁きの流れを中止させる決心をした。先に述べたことの他に、わたしには、われわれが自分たちの力を十分示したのであるから、新しい節度の証を与えることが、よい効果を伴うように思われたからである。それに夜になり、風が吹き始めて幕を横から叩いていた。暗くなる前に船艇に戻ることは、慎重にも勝る事柄であった。（Du Petit-Thouars 1906=1993: 31）

- 14 大正3年（1914）に発表された森鷗外の『堺事件』にこう書かれている。「（最初に切腹した）箕浦は衣服をくつろげ、短刀を逆手に取って、左の脇腹へ深く突き立て、三寸切り下げ、右へ引き廻して、又三寸切り上げた。刃が深く入ったので、創口は広く開いた。箕浦は短刀を捨てて、右手を創に挿し込んで、大綱を掴んで引き出しつつ、フランス人を睨み付けた」（森 1973: 191-92）。作家の大岡昇平が指摘しているように、森鷗外には美談作りの意図がみられ、歴史小説としては疑問がある。詳しくは大岡の「『堺事件』疑異」および「『堺

事件』の構図——森鷗外における切盛と捏造」を参照されたい。

文献

- Adams, Francis O. *The History of Japan*, vol. 2. London: Ganesha Publishing, [1875] 2004.
- 石井良助、『刑罰の歴史（日本）』（『法律学大系第2部』）日本評論社, 1952.
- Jephson, Richard M. and Edward P. Elmhirst. *Our Life in Japan*. London: Chapman and Hall, 1869.
- 神宮司庁編『古事類苑 法律部二』吉川弘文館, 1978.
- 小葉田淳編『堺市史 続編』第一巻, 堺市役所, 1971.
- Mitford, A. B. *Tales of Old Japan*. Rutland, Vermont & Tokyo: Charles E. Tuttle, [1871] 1966.
(=1998, 長岡祥三訳『英国外交官の見た幕末維新』講談社.)
- 宮澤眞一『「幕末」に殺された男——生麦事件のリチャードソン』新潮選書, 1997.
- 森林太郎『鷗外全集 第十五巻』岩波書店, 1973.
- 日本史籍協会編『川勝家文書』東京大学出版会, (1930) 1970.
- 大久保治男・茂野隆晴編『日本法制史史料60選—史資料へのいざない』芦書房, 1998.
- 大隈三好『切腹の歴史』雄山閣, 1973.
- 大岡昇平『大岡昇平全集』岩波書店, 1982.
- 堺市役所編『堺市史』第三巻, 堺市役所, 1931.
- Du Petit-Thouars, Bergasse. *Le vice-amiral Bergasse du Petit-Thouars d'après ses Notes et sa Correspondance (1832-1890)*. Paris: Perrin, 1906. (=1993, 森本英夫訳『フランス艦長の見た堺事件』新人物往来社.
- 佐久間長敬『江戸町奉行事蹟問答』南和男校注, 東洋書院, [1912] 1967.
- Satow, Ernest. *A Diplomat in Japan*. London: Seeley, Service and Co., 1921. (=1960, 坂田精一訳『一外交官の見た明治維新』（上下）岩波書店）.
- Williams, Harold S. and Hiroshi Naito. *The Kamakura Murders of 1864 (Major Baldwin and Lieutenant Bird)*. N.p.: Rokko Printing Co., 1971.